

雨水の利用の推進に関する法律案（国土交通委員長提出）（参第四号）要旨

本法律案は、近年の気候の変動等に伴い水資源の循環の適正化に取り組むことが課題となっていることを踏まえ、その一環として雨水の利用が果たす役割に鑑み、雨水の利用を推進し、もって水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与するため、雨水の利用の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針等の策定その他の必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 責務

- 1 国は、雨水の利用の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、雨水の利用の推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めなければならないこととする。
- 3 事業者及び国民は、自らの雨水の利用に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する雨水の利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

二 基本方針等

1 国土交通大臣は、雨水の利用の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととする。

2 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における雨水の利用の推進に関する方針（以下「都道府県方針」という。）を定めることができることとする。

3 市町村は、基本方針（都道府県方針が策定されているときは、基本方針及び都道府県方針）に即して、当該市町村の区域内における雨水の利用の推進に関する計画を定めることができることとする。

三 雨水の利用の推進に関する施策

1 国は、国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標を定めるものとともに、これを公表しなければならないこととする。

2 地方公共団体及び地方独立行政法人は、1の目標に準じて、当該地方公共団体及び地方独立行政法人が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標を定め、及び公表するよう努めるものとする。

3 政府は、特に雨水の利用を推進すべき建築物における雨水の利用のための施設の設置を推進するため、税制上又は金融上の措置その他の必要な措置を講じなければならないこととする。

4 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、雨水を一時的に貯留するための施設の施設の新設、不要となった浄化槽の当該施設への転用その他の雨水の利用のための施設の整備について、助成を行うよう努めるものとするとともに、国は、助成を行う地方公共団体に対し、財政上の援助をするよう努めなければならないこととする。

四 附則

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。